

5 地域活性化

(1) 補助対象財産の転用等の弾力化について

補助金対象財産の転用等の弾力化措置の検討・発出

ア 補助対象財産の転用等の弾力化措置の検討・発出（国土交通省）【平成 20 年度措置】

補助施設の有効活用を図ることで、地域経済の活性化等を促進し、地域再生を一層推進するという観点から、承認手続きの弾力化を通じた効率的な活用を推進することは極めて重要である。

補助金等に係る財産処分承認手続きについて、平成 20 年 4 月の補助金等適正化中央連絡会議の決定を踏まえた弾力化措置が行われていないため、速やかに承認手続きの弾力化を行う。（ 地域ア ）

イ 地方公共団体以外の者が所有する補助対象財産の転用等に係る手続きの更なる弾力化（経済産業省）【平成 20 年度措置】

経済産業省においては、補助金等適正化中央連絡会議決定（平成 20 年 4 月 10 日）の趣旨に則り、地方公共団体以外の者が所有する補助対象財産に関する措置について、平成 20 年度に更なる承認手続きの弾力化を行うことを検討中であり、結論が得られた後、手続きの更なる弾力化を引き続き図る。（ 地域ア 21 ）

補助対象財産の転用等に係る情報提供・周知の徹底（補助金等所管省庁）【平成 20 年度以降継続実施】

補助施設の有効活用を図ることで地域活性化等を促進する観点から、補助対象財産の転用等を承認する際、補助金等適正化中央連絡会議決定（平成 20 年 4 月 10 日）の趣旨に則り、弾力的な運用を図るとともに、引き続き、地方公共団体をはじめ、情報提供・周知徹底を図る。（ 地域ア 22 ）

補助対象財産の転用等に係るフォローアップ（補助金等所管省庁）【平成 20 年度以降継続実施】

補助金等適正化中央連絡会議決定（平成 20 年 4 月 10 日）の趣旨に則り、各府省は、補助対象財産の転用等に係る実績について適宜フォローアップを行う。（ 地域ア 23 ）

(2) P F I の導入促進に向けた運用の改善

P F Iについては、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等を行う。具体的には、ア対話方式の具体的な手順についてガイドライン等に盛り込むこと、イいわゆる競争的対話方式等の手法について整理すること、ウ適切な予定価格が算定されるような運用上の仕組みを明確にすること、について速やかに結論を得るべく検討を行う。【平成20年度以降速やかに検討・結論】（地域ア24）

（3）鳥獣の捕獲に係る規制について

有害鳥獣の許可捕獲制度について

ア 鳥獣被害防止のための「有害鳥獣捕獲」が効果的に運用されるよう都道府県及び市町村に対して「有害鳥獣捕獲」制度について、再度、制度概要及び捕獲申請・許可に係る手続き等、分かり易く通知を行うとともに、実際に制度を利用し捕獲に至ったケース等についてガイドラインや具体的事例を示すことで、一層の周知を図る。【平成20年度措置】（地域ア25）

カラスの卵の採取等に係る手続きの弾力化

ア 効果的なカラスの被害対策を推進するため、先進的な取り組みを行っている地方自治体の事例の紹介を行うとともに、即時の対応が求められる場合には、捕獲許可申請に係る処理期間の短縮、提出書類の簡素化を行うなど、捕獲申請・許可に係る手続き等について迅速かつ弾力的な対応を促進するガイドラインの発出を行う。【平成20年度措置】（地域ア26）

（4）木質バイオマスの利活用の促進について

木質バイオマスの利活用促進のための環境整備【逐次実施】

木質バイオマス系廃棄物の効率的な収集運搬、施設立地の促進のための経済的優遇措置やバイオマス利活用技術の研究開発を促進するため、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に係る法律に基づく支援等、木質バイオマスの利活用促進のための環境整備を進める。（地域ア27）

（5）第三者による住民票の写しの交付の申出に係る事務手続の円滑化

第三者による住民票の写しの交付の申出に係る事務手続の円滑化を目的とした標準的な事務処理フローの提示及び市町村への周知【平成 20 年措置】

全国的に事業展開を図る法人等が、契約に基づく債権の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付を申し出た場合の対応について、適正な事務手続の円滑化を目的とした標準的な事務処理フローを作成・提示し、速やかに市町村に周知を図る。(地域工)